

## 色彩会員・講師会員規約

### 第一章 総則

#### 第1条 目的

公益社団法人色彩検定協会(以下「本会」という)は、本会における色彩会員・講師会員(あわせて以下「会員」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とし、本会員規約(以下「本規約」という)を制定する。

### 第二章 色彩会員

#### 第2条 定義

色彩会員とは、主として色彩に関する知識及び技術の向上に関心を持ち、本規約に合意し、会員制度への加入を希望した個人をいう。個人を対象とした制度であり、法人、学校等をその対象としない。

#### 第3条 会員資格の取得

色彩会員になろうとするものは、本規約を確認、承認の上、本会所定の色彩会員申込み用紙を書面又は電磁的記録により本会に提出する。本会にてその承認を受けた場合、当該承認を受けた月の翌月1日から色彩会員の会員資格を取得するものとする。

#### 第4条 会員資格の有効期間等

1. 色彩会員資格の有効期間は会員資格取得日より1年の満了日までとする。
2. 本会は、前項の期間の満了日の概ね1か月前までに、色彩会員に対して更新案内を書面にて送付するものとし、更新を希望する色彩会員は、次の期間の年会費を、期間の満了日までを支払うものとする。この支払がなかった場合、協会は、当該色彩会員に更新の意思がないものと看做し、当該色彩会員は退会するものとする。なお、一度退会した者について、再入会は妨げない。
3. 色彩会員は年度毎に本規約第6条が規定している会費を一括で支払う。

#### 第5条 会員情報の変更

色彩会員は、その氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他本会が必要と認めた登録事項に変更がある場合は、速やかに変更事項を本会に通知するものとする。

#### 第6条 会費

1. 色彩会員の年会費は、2,500円とする。
2. 前項の規定にかかわらず、本会の実施する色彩検定の受検申込みと同時に、本法人の定める所定の方法にて入会した場合に限り、初年度の年会費に限り、年会費を2,000円とする。なお、翌年度以降の年会費は、前項所定の通り2,500円とする。
3. すでに支払った年会費については、いかなる理由があっても返還しない。

#### 第7条 会員特典の内容

本会は色彩会員に以下のサービスを提供する。

- (1) 色彩検定の『検定ガイド・受検願書』の送付。
- (2) 本会が主催する『AFTセミナー』への参加費の割引(なお、割引率は都度本会が定めるものとする)。
- (3) 色彩情報誌『A・F・Tジャーナル』の送付。
- (4) その他、本会が決定し提供するサービス

## 第8条 退会

1. 色彩会員が退会を希望する場合は、口頭、書面等により任意にいつでも退会することができる。
2. 期間中に退会した場合でも、既に支払われた会費は返却されず(期中の日割り精算等を行わない。)、退会する色彩会員は本会に対するすべての未払い費用の支払いを完了しなければならない。

## 第9条 会員資格の喪失

次の各項に該当する時、本会は色彩会員の会員資格を抹消することができる。

1. 年会費の支払い義務を履行しなかったとき
2. 色彩会員が死亡した場合
3. 申込み事項に虚偽があった場合

## 第10条 除名

次の各項に該当する時、本会は色彩会員を除名することができる。

1. 本会の定款その他の規則、本規約に違反したとき
2. 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
3. その他除名すべき正当な事由があるとき

## 第三章 講師会員

### 第11条 定義

講師会員とは、本会主催の講師養成講座を修了し、かつ、本会認定の色彩講師資格を取得した者で、本会の目的に賛同して入会した個人をいう。

### 第12条 会員資格の有効期間

1. 講師会員資格の有効期間は原則として会員の入会資格の取得日の次に到来する4月1日より1年の満了日とする。ただし会員入会資格の取得日が4月1日乃至9月30日迄の場合には、初年度のみ、当年の10月1日から翌年の3月31日迄を有効期間とする。
2. 本会は、前項の期間の満了日の概ね1か月前までに、講師会員に対して更新案内を書面にて送付するものとし、更新を希望する講師会員は、次の期間の年会費を、期間の満了日までに支払うものとする。この支払がなかった場合、協会は、当該講師会員に更新の意思がないものと看做し、当該講師会員は退会するものとする。なお、一度退会した者について、再入会は妨げない。
3. 講師会員は年度毎に本規約次条が規定している会費を一括で支払う。

### 第13条 会費

1. 講師会員の会費は、以下のとおりとする。
  - (1) 登録料 10,000円(初年度のみ。ただし再入会の場合は再度登録料の支払いを求める)
  - (2) 年会費 10,000円(初年度のみ、半年間の有効期間の講師会員については、5,000円とする)
2. すでに支払った登録料・年会費については、いかなる理由があっても返還しない。

#### **第14条 会員特典の内容**

本会は講師会員に、色彩会員に対するサービスのほか、以下のサービスを提供する。

- (1) 終了後の色彩検定試験問題、模範解答の提供
- (2) 統計資料、合否一覧等の検定データの提供
- (3) 本会が主催する『AFTセミナー』、その他講演会への参加費の割引(なお、割引率は都度本会が定めるものとする)
- (4) その他、本会が決定し提供するサービス

#### **第15条 準用**

第5条、第8条、第9条及び第10条の規定は、講師会員に準用する。

#### **第16条 色彩会員からの移行**

講師会員となった色彩会員は、色彩会員の資格を自動的に失うものとする。この場合、すでに支払われた色彩会員の年会費は、その残月分の差額を算出の上、講師会員の年会費に充当するものとする。

### **第四章 個人情報保護**

#### **第17条 個人情報保護**

1. 本会は、本規約の履行に関連して知り得た相手方または相手方の取引先が保有する個人に関する情報であって、当該個人の識別が可能な情報(他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別することができることとなる情報を含む。また、秘密の情報であるかどうかを問わない。以下「個人情報」という)を善良なる管理者の注意をもって管理し、会員の書面による承諾を得ることなく、当該個人情報を本規約の履行以外の目的のために利用し、または第三者に利用させもしくは開示、漏洩してはならないものとする。
2. 会員および本会は、個人情報を第三者に提供してはならないものとする。
3. 本会は、会員の書面による承諾を得ることなく、個人情報を複製してはならないものとする。
4. 会員および本会は、個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならないものとする。

### **第五章 その他**

#### **第18条 譲渡禁止**

会員は、その会員資格を他の第三者に譲渡することはできない。

#### **第19条 規約の改訂**

1. 本会は、次に掲げる場合には、本規約の変更をすることにより、変更後の本規約の条項について合意があったものとみなし、個別に会員と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとし、会員は、本

規約に変更があることを承諾の上、会員資格を取得するものとする。

(1) 本規約の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき

(2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2. 本会は、前項の規定による本規約の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を当会のホームページ上に公表する等の適切な方法により周知する。

## 第20条 反社会的勢力の排除

1. 会員は、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員その他これらに準ずる者をいう。)ではなく、反社会的勢力に資金提供若しくはそれに準ずる行為を通じてその維持・運営に協力又は関与していないことを表明・確約する。

2. 本会は、会員が反社会的勢力に該当する場合、反社会的勢力と下記(1)から(5)までに該当する場合、又は会員が自ら若しくは第三者を利用して下記(6)から(10)までに該当する行為を行った場合、何らの催告も要せず、会員を除名することができる。

(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる場合

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる場合

(3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められる場合

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合

(5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している場合

(6) 暴力的な要求行為

(7) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(8) 取引に関して、強迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(9) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当事者の一方の信用を棄損し、又は当事者の一方の業務を妨害する行為

(10) 上記⑥から⑨までに準ずる行為

## 第21条 管轄

本規約に関する紛争については、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

## 第22条 発効日

本規約は、平成31年3月1日より有効とする。本規約は、有効期間前に入会した会員にも適用されるものとする。

以上